

豊川市監査公表第40号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年11月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

別 紙

## 定例監査の結果に関する報告

### 1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
産 業 部	商 工 観 光 課	平成26年4月 1日 ～同年6月30日	平成26年 8月11日 ～同年10月10日
	企業立地推進課		

### 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

#### 重点項目

- (1) 補助金・交付金に関する事務について

#### 一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 公金の取扱事務について
- (6) 庶務その他事務について

### 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

#### 【産業部商工観光課】

#### (1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

(ア) 次の補助金の交付要綱について、補助の交付対象及び交付額が不明確であるため、改正されたい。

a 交付対象及び交付額が不明確なもの

(a) 施設管理協会人件費補助金

(b) 勤労者文化体育事業補助金

(c) 職業能力開発専門学院事業補助金

(d) 中小企業振興対策事業費補助金

(e) 商店街連盟事業費補助金

(f) 観光協会事業費補助金

(g) 市民まつり事業費補助金

b 交付対象が不明確なもの

(a) 創業・再生支援事業費補助金

(b) 専門家活用促進事業費補助金

c 交付額が不明確なもの

(a) 消費生活学校等事業費補助金

(イ) 公共駐車場（諏訪公共駐車場を除く。）の指定管理者である株式会社日本メカトロニクスの子会社の公金の取扱方法等について、次の点を改善するよう指導されたい。

a 定期駐車券利用の使用料について、指定管理仕様書3(6)②ウ、エ、オに規定する使用期間前の徴収がされていない。

b 公共駐車場管理規則第2条の規定により、指定管理者が定めることとされている定期駐車券の交付に関する手続が定められていない。

(ロ) 公共駐車場（諏訪公共駐車場を除く。）の定期駐車券について、利用実績報告、申込内容及び入金状況の整合性が、毎月確認されていないため改善されたい。

(ハ) 自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領に、行政財産目的外使用許可で対応できる要件が規定されているが、決裁ではその要件が示されていないため、改善されたい。

（各公共駐車場、ふれあい交流館の飲料水等自動販売機）

【産業部企業立地推進課】

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。